



令和5年12月7日
四国運輸局

全国初！！

国土交通大臣による「道路運送高度化実施計画」の認定について

(伊予鉄グループ関係)

国土交通省では、伊予鉄グループによる「道路運送高度化実施計画」について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)(以下「地域交通法」という)に基づき、令和5年11月30日付けで認定を行いました。

全国初となる、地域交通法に基づく道路運送高度化実施計画の認定案件となります。

- 地域交通法に基づく道路運送高度化事業は、令和5年7月1日に施行された改正地域交通法により、バス事業者等が、AIオンデマンドやキャッシュレス決済等の技術、EVバスの導入を通じて、定時性、速達性及び快適性の確保等の運送サービスの質の向上を図るために行う事業として、その内容が拡充されました。
- 地域交通法に基づく道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることで、下記のような支援を受けられる可能性があります。
 - ・本年新たに「地域公共交通再構築事業」が基幹事業として創設された社会資本整備総合交付金
 - ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出融資
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者に係る固定資産税の特例措置
 - ・道路運送法(昭和26年法律第183号)の特例(事業許可等のみなし取得)
- 国土交通省では、引き続き、地域交通法に基づく道路運送高度化事業の実施について、必要に応じ、予算措置をはじめとする幅広い支援を講じてまいります。

【伊予鉄グループによる「道路運送高度化実施計画」の概要】

①EVバスの継続導入

2023年度から2027年度の5カ年度にわたり、毎年10両ずつ、快適で低騒音、低振動、低環境負荷であるEVバスを継続導入。



②みきゃんアプリの導入

決済・情報プラットフォーム「みきゃんアプリ」を活用し、マイナンバーカードとの連携も通じ、公共交通利用者に対する経済的メリットの提供及び利便性向上を図る。



【添付資料】

- ・伊予鉄グループによる「道路運送高度化実施計画」概要

お問合せ先

(全般関係) 四国運輸局 交通政策部 交通企画課 木村、山下 (TEL: 087-802-6725)
(EVバス関係) 四国運輸局 自動車交通部 旅客課 村上、櫻又 (TEL: 087-802-6771)

伊予鉄グループ／道路運送高度化実施計画（R5.11.30認定）

■ 伊予鉄バス・伊予鉄タクシー等が、下記サービスを導入するにあたり、道路運送高度化実施計画を策定（全国初）。

（1）EVバスの導入（2）キャッシュレス決済アプリ（みきゃんアプリ）の導入

事業主体（計画主体） 伊予鉄バス、伊予鉄タクシー、デジタルテクノロジー四国

取組の内容

（1）EVバスの導入

① 導入規模

- EVバス 10両／年（今後5年間で計50両導入予定）
EVモーターズ・ジャパン製

② 導入箇所

- 6路線（川内線、空港リムジンバス等）
3営業所（松山室町営業所等）

※充電施設はバスターミナルにも設置の予定

③ 税制特例減税見込額（R5年度）

- 償却資産：261千円 ■ 土地：73千円（計334千円）



（2）みきゃんアプリの導入

① キャッシュレス決済の導入

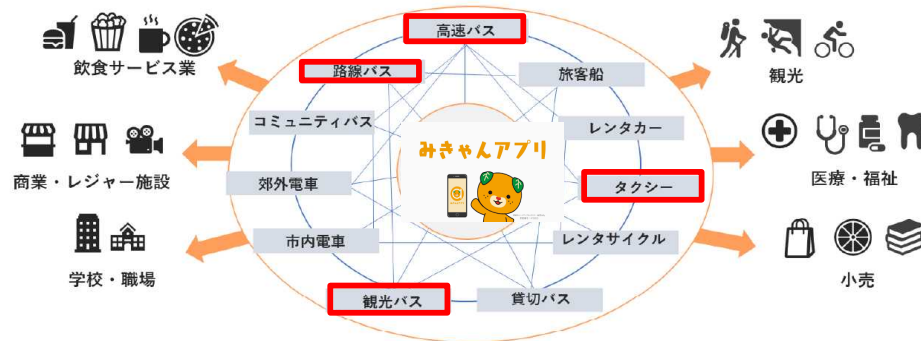
- デジタルチケット、MPM方式（QRコード決済）等の導入

② マイナンバーカードと連携した運賃割引

- 居住地や年齢に応じた運賃割引の実施

③ デジタルクーポンを利用した運賃割引

- 観光施設等と連携したデジタルクーポンによる運賃割引の実施



事業の効果

【EVバス】車内における静穏の確保による利用者利便の向上、省エネ性能の向上による運行経費削減
【みきゃんアプリ】運賃支払時間の短縮

計画実施時期（予定）

2023年11月～2024年9月（2023年度末までに見直し予定）

対象区域

【EVバス】愛媛県松山市、東温市 【みきゃんアプリ】愛媛県松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町

事業費見込額（R5年度）

【EVバス】574百万円 【みきゃんアプリ】230百万円